

仕 様 書

1. 件名

平成 30 年度 MICE 開催における環境配慮等ガイドライン制作業務委託

2. 目的

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）は、激化する MICE*誘致競争を勝ち抜くことを目指しており、そのためには主催者及び MICE 事業者の環境配慮に関する取組を進める必要がある。

東京の MICE 開催都市としてのプレゼンスや付加価値を向上させるため、MICE 開催における環境配慮等に向けた行動指針やチェックリスト等を設定したガイドラインを制作する。

*MICE: M: Meeting (企業系会議)、I: Incentive (企業の報奨旅行)、C: Convention (国際会議)、E: Exhibition/Event (展示会・見本市、イベント等) を総称した造語

3. 履行期間

契約締結の翌日から平成 31 年 3 月 31 日まで

4. 履行場所

財団の指定する場所

5. 委託内容

5-1 MICE 開催における環境配慮等のガイドライン案作成

MICE イベント向けに環境配慮等の目安となるガイドライン案を作成すること。

策定にあたっては、国内外他都市の先進事例を参考にする一方で、東京独自のガイドラインを目指すこと。環境配慮等の取組について調査した国内外他都市の先進事例等は財団から素材を提供する。

以下の各対象に向けた項目及び基準値を設定し、基準や項目の洗い出しを行った上で財団と協議を行うこと。

①MICE 主催者

②MICE 開催会場（ホテル・国際会議場・イベント会場等）

③MICE 関連事業者（PCO/DMC、AV サプライヤー、設営事業者、ケータリング事業者等）

5-2 ガイドラインの検証及び監修

ワーキンググループ・個別ヒアリング等により、専門家によるガイドライン案の検証及び監修を行うこと。専門家は、以下のいずれかの要件を満たす人物を 2 名以上選定すること。当該専門家への委託料（監修費）も本委託料に含むこととする。

ア. MICE における環境配慮等について国内外他都市でのガイドライン策定に関わった実績がある

イ. 環境配慮等のガイドライン及び MICE イベント両者に渡る十分な見地を有している

5-3 ガイドラインの施行及び評価

- (1) 平成 30 年度中に東京で開催される MICE イベントについて、ガイドラインに基づく評価の実施を行うこと。対象となる MICE イベントについては、財団と協議の上決定する。
- (2) MI 1 件以上、C 1 件以上の評価実施を想定した上で、試行・評価に係る必要事項等を財団及び MICE 関係者等と事前協議すること。

5-4 周知用制作物の作成

作成したガイドラインを広く周知するため、周知用制作物を作成すること。なお、主に以下シンガポールのガイドラインを参考とする。

http://www.visitsingapore.com/content/dam/MICE/Global/downloads/STB_sustainability_guidelines_manual_november_2013.pdf

(1) 制作言語

英語、日本語

(2) 規格

- | | |
|----------|---|
| ア. サイズ | A4 縦 |
| イ. 総ページ数 | 40 ページ程度 |
| ウ. 色 | 4 色 |
| エ. 用紙 | カラー・両面印刷に適するもの |
| オ. 製本 | 無線綴じ製本 |
| カ. 制作部数 | 冊子形式 5,000 部 (英語 1000 部、日本語 4000 部を想定) |

(3) 配布対象者

国内外の MICE 主催者、MICE 開催会場および都内 MICE 関連事業者 等

(4) 掲載コンテンツ

ア. 掲載コンテンツについては、以下を含むこととする。

- ① 主催者・関連事業者向けの環境配慮等イベント実施におけるガイドライン
- ② 主催者・関連事業者向けの環境配慮等に向けた行動指針に基づくチェックリスト

イ. 詳細は財団と協議して進めること。その他必要に応じて、財団と協議のうえ、情報の更新（追加・変更・削除）を行うこと。

ウ. ロゴ等の掲載

表紙、奥付等に以下のロゴ等を掲載すること。なお、ロゴデータは財団より別途提供する。

- ① 財団（広告出稿主体）のロゴ 2 種類および東京都のロゴ
 - *BUSINESS EVENTS TOKYO ロゴ
 - Tokyo Convention & Visitors Bureau 文字ロゴ

▶ TokyoTokyo ロゴ

*BUSINESS EVENTS TOKYO: 財団コンベンション事業部を表す英語名称

(5) デザイン・レイアウト

- ア. 配布対象者の環境配慮等への取組みを促す工夫をこらしたレイアウト・デザインを考案すること
- イ. 図・画像・写真・グラフデータを適宜使用し、視覚的に見やすく、分かりやすいものとする。
- ウ. 第三者に権利が帰属する図・画像・写真などを原稿へ含める際は、必ず事前に受託者側で使用許諾を済ませること。万が一、第三者から、掲載に伴い損害発生等の訴えが提起された場合、受託者の責任において対応すること。
- エ. 財団が提供した文章も含めたすべてのテキストについて配布対象者を意識した文章に書き換えをすること。

(6) 校正

- ア. 原稿の校正を綿密に行うこと。誤りがあった場合は、受託者の責任において訂正すること。
- イ. 文字校正 3 回以上の費用を見積りに含めること。

(7) 成果物の納品等

- ア. 印刷物 5,000 部
- イ. ウェブサイト掲載用 PDF データ
- ウ. 編集可能な形式の版下データ
 - InDesign や Illustrator で作成の場合は、アウトライン化前のデータ及びアウトライン化済のデータ※ 再編集、更新が可能であるよう、汎用性の高いソフトを利用すること。
- エ. 制作に伴い受託者が購入及び使用した写真・素材データ。

(8) 成果物納期

平成 31 年 2 月 15 日

(9) 納入場所

財団の指定する場所

5-5 ガイドライン運用についての連絡会議の実施

ガイドライン完成後も運用に係る連絡調整等の打合せを実施する。(年度内月 1 回程度を想定)

6 著作権

- (1) 本委託で制作したすべての成果品にかかる著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、財団に帰属するものとする。また、受託者は著作者人格権の行使をしないこと。作成等にあたり、第三者の著作権等の権利に抵

触した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。

- (2) 本件に使用する映像、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権、その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (3) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

7 守秘義務等

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を遵守すること。
- (2) 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

8 個人情報の保護

別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。

9 賠償責任

本委託の履行にあたり、第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の原因が、不可抗力、その他やむを得ない事由のときは、財団と受託者が協議の上、その処理方法を決定する。

10 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に代行させてはならない。

ただし、事前に文書により財団と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

11 支払方法

受託者への支払は、委託完了届による財団担当者の検査終了後、受託者からの適法な支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

12 その他

- (1) 受託者は、業務の詳細について、財団の担当者及び関係者と十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。
- (2) 本仕様書で不明な事項及び疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- (3) 財団が必要と認めるときは、受託者と協議の上、本契約の内容を変更することができる。

以上

| | |
|-----|---|
| 連絡先 | 公益財団法人東京観光財団 コンベンション事業部 鈴木、安島 電話： 03-5579-2684 F A X： 03-5579-2685 |
|-----|---|